

① - 1

議 案 書

教育委員会
令和 7 年 2 月臨時会

議 事 日 程

日 程 1	第 5 号議案 ……………	P 3 ～ 9
	長崎市教育委員会事務局及び教育機関 組織規則の一部を改正する規則	
日 程 2	第 6 号議案 ……………	P 10 ～ 13
	教職員の人事の内申について	
日 程 3	第 7 号議案 ……………	P 14 ～ 16
	教職員の人事について	

第 5 号議案

長崎市教育委員会事務局及び教育機関組織規則の一部を改正する規則

長崎市教育委員会事務局及び教育機関組織規則（昭和 6 1 年長崎市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表を次のように改める。

部	課	係
教育総務部	総務課	総務係、職員係、経理係
	学校施設課	企画係、管理係
	生涯学習企画課	総務企画係、地域学習係
	生涯学習施設課	施設活用係、恐竜研究所
	学校給食課	学校給食係
学校教育部	学務課	教職員係、就学支援係
	学校教育課	生徒指導係、教育指導係、保健体育係

第 4 条第 3 項中「学校教育部健康教育課」を「教育総務部学校給食課」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 学校教育部学校教育課に課内室として、地域クラブ活動推進室を置く。

第 5 条第 1 項の表教育総務部総務課の項中第 2 0 号から第 2 2 号までを削り、第 2 3 号を第 2 0 号とし、第 2 4 号を第 2 1 号とし、第 2 5 号を第 2 2 号とし、同表教育総務部の項に次のように加える。

	学校給食課	(1) 学校給食（学校給食センターの整
--	-------	---------------------

		備に関するものを除く。)に関する こと。 (2) 学校教育における食育に関する こと。 (3) 学校給食共同調理場との連絡調 整に関すること。 (4) 学校給食課に係る予算の経理に 関すること。 (5) 学校給食課に係る国庫支出金等 に関すること。 (6) 学校給食センター整備室に係る 庶務、予算の経理及び連絡調整に関 すること。
--	--	--

第5条第1項の表学校教育部の項を次のように改める。

学校教育部	学務課	(1) 学校（幼稚園を除く。以下学校教 育部の項において同じ。）の管理運 営に関すること。 (2) 学校の組織編成に関すること。 (3) 教職員の任免その他の人事に関す ること。 (4) 教職員の組織する職員団体等に関 すること。 (5) 教育職員の免許状に関すること。
-------	-----	--

	(6) 教職員に係る訴訟に関する事。 (7) 学齡生徒及び学齡児童の就学並びに生徒及び児童の入学、転学並びに退学に関する事。 (8) 通学区域に関する事。 (9) 市立学校通学区域審議会に関する事。 (10) 私立学校（幼稚園を除く。）振興補助に関する事。 (11) 就学援助に関する事。 (12) 学校の管理下における児童生徒の災害給付に関する事。
学校教育課	(1) 教職員の研修に関する事。 (2) 教科書採択審議会に関する事。 (3) 学校の教育課程、学習指導及び進路指導に関する事。 (4) 生徒指導に関する事。 (5) 教育相談に関する事。 (6) 学校教育における平和教育に関する事。 (7) 学校教育における人権教育に関する事。 (8) 学校教育における国際理解教育に関する事。

	(9) 学校図書館の指導に関すること。 (10) 教育の評価及び測定に関すること。 (11) 教科書その他の教材に関すること。 (12) 教育研究所との連絡調整に関すること。 (13) 学校保健の指導に関すること。 (14) 小学校の就学予定者の健康診断に関すること。 (15) 学校体育の指導に関すること。 (16) 学校の安全管理及び安全教育に関すること。 (17) 通学路の設定に関すること。 (18) 学校の環境衛生に関すること。 (19) 課外クラブに関すること。
--	---

第5条第2項中「及び第3項」を「から第4項まで」に改め、同項の表に次のように加える。

地域クラブ活動推進室	(1) 地域クラブ活動の推進に関すること。
------------	-----------------------

第6条第1項ただし書中「及び第3項」を「から第4項まで」に改める。

第7条第1項の表を次のように改める。

教育総務部	東公民館、西公民館、南公民館、滑石公民
-------	---------------------

	館、香焼公民館、外海公民館、三和公民館、戸石地区公民館、三重地区公民館、高浜地区公民館、野母地区公民館、黒崎地区公民館、川原地区公民館、為石地区公民館、琴海文化センター、琴海南部文化センター、香焼図書館、香焼学校給食共同調理場、伊王島学校給食共同調理場、池島学校給食共同調理場、三和学校給食共同調理場
学校給食課	北部学校給食センター
学校教育部	教育研究所

第7条第2項の表教育研究所の項中「教育支援係」の次に「、学びの多様化推進係」を加える。

第8条の表中「、福田地区公民館」を削り、同表教育研究所の項及び香焼学校給食共同調理場、伊王島学校給食共同調理場、池島学校給食共同調理場、三和学校給食共同調理場、北部学校給食センターの項を次のように改める。

香焼学校給食共同調理場、伊王島学校給食共同調理場、池島学校給食共同調理場、三和学校給食共同調理場、北部学校給食センター	(1) 小学校及び中学校の学校給食の献立作成、調理、輸送、衛生の管理に関すること。 (2) 施設設備の維持管理に関すること。
教育研究所	(1) 教育に関する基本的調査研究及び統計に

	関すること。 (2) 教育関係の図書及び資料に関すること。 (3) 学習指導方法の研究に関すること。 (4) 特別な教育的支援が必要な児童生徒等の調査研究及び教育相談に関すること。 (5) 特別支援教育の指導に関すること。 (6) 教育関係職員の研修に関すること。 (7) 教育に関する講習会及び研修会の開催に関すること。 (8) 研究成果の発表等に関すること。 (9) 教育支援委員会に関すること。 (10) 教育の情報化に関すること。 (11) 学びの多様化学校に関すること。
--	---

第9条第1項の表中「、福田地区公民館」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる所属の課長、室長、教育管理官、課長補佐、係長、所長、主任指導主事、上席専門官若しくは主事の職を命ぜられ、又は当該所属に勤務を命ぜられている者は、別に発令がなされない限り、これに対応する同表右欄に掲げる所属の課長、室長、教育管理官、課長補佐、係長、所長、主任指導主事、上席専門官若しくは主事の職を命ぜられ、又は当該所属に勤務を命ぜられたものと

する。

左 欄	右 欄
学校教育部 健康教育課 保健体育係 学校給食係 北部学校給食センター 学校給食センター整備室	学校教育部 学校教育課 保健体育係 教育総務部 学校給食課 学校給食係 北部学校給食センター 学校給食センター整備室

（長崎市立学校通学区域審議会規則の一部改正）

- 3 長崎市立学校通学区域審議会規則（昭和54年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第11条中「教育委員会事務局学校教育部学校教育課」を「教育委員会事務局学校教育部学務課」に改める。

令和7年2月27日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

教育委員会事務局及び教育機関の組織を見直すことに伴い、関係規定を改正したいのと、長崎市福田地区公民館を廃止し、ふれあいセンターに移行するため、当該公民館に係る規定を改正したいため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

第 6 号議案

教職員の人事の内申について

県費負担に係る教職員の任免その他の進退について、別紙のとおり長崎県教育委員会に内申する。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

県費負担に係る教職員の任免その他の進退について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 8 条第 1 項の規定による内申を行いたいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 3 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「別紙」

・ ・ ・ ・ 当日配付

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（市町村委員会の内申）

第 38 条 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県委員会は、同項の内申が県費負担教職員の転任（地方自治法第 252 条の 7 第 1 項の規定により教育委員会を共同設置する一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該教育委員会を共同設置する他の市町村の県費負担教職員に採用する場合を含む。以下この項において同じ。）に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村（地方自治法第 252 条の 7 第 1 項の規定により教育委員会を共同設置する場合における当該教育委員会を共同設置する他の市町村を含む。以下この号において同じ。）における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合

3 市町村委員会は、次条の規定による校長の意見の申出があった県費負担教職員について第 1 項又は前項の内申を行うときは、当該校長の意見

を付するものとする。

〔以下、略〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

(3) 県費負担に係る教職員の任免その他の進退について内申すること。

〔以下、略〕

第 7 号議案

教職員の人事について

教職員の人事について、別紙のとおり行う。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

市立長崎商業高等学校の教職員の人事について、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「別紙」

・ ・ ・ ・ 当日配付

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（前号の教職員を除く。）の任免その他の進退に関すること。

〔以下、略〕